

# 「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画平成30年度～平成32年度（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 平成29年11月24日（金）～ 平成29年12月26日（火）

2 意見の件数 17件

3 意見提出者数 2人

## 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人

## 5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	全般に関する意見	3件
2	第6章「基本方針1 高齢者の多様な生きがいづくりの支援」に関する意見	1件
3	第6章「基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実」に関する意見	1件
4	第6章「基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり」に関する意見	1件
5	第6章「基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり」に関する意見	2件
6	第6章「基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実」に関する意見	3件
7	パブリックコメントに関する意見	4件
8	その他の意見	2件
	合計	17件

修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市福祉部高齢福祉介護課生きがい創出担当  
電話：0467-82-1111（内線 2122～3）  
e-mail: koureikaigo @city.chigasaki.kanagawa.jp

## (意見及び市の考え方)

### ■全般に関する意見（3件）

#### (意見1)

今、国では「2025年問題」が話題になっております。2025年には、高齢者や認知症患者が非常に多くなります。この多くなる高齢者や認知症患者をどのようにするか、今から対策を考えておかななくてはならないと思います。

この高齢者問題の第一は、高齢者の6割の人が「人生の最後の時を自宅で迎えたい」と願っております。そのために「在宅医療・介護」の問題があります。「在宅介護」はだいぶ充実してきましたがまだ不十分で、「在宅介護」との連携も不十分です。この「在宅医療・介護」を早く充実させることが重要です。この「在宅医療・介護」は国の政策でもあり、また介護施設に入るにも費用の問題や施設の問題でなかなか入所できない状況になっております。そのためにも、茅ヶ崎行政としてもこの「在宅医療・介護」を早急に充実させる必要があります。

第二の問題として、「高齢者の1人暮らし」における福祉・防災・防犯の問題です。今後「高齢者の1人暮らし」が増えてくると思います。高齢者の1人暮らしは生活が非常に不安定で福祉・防災・防犯において十分注意しておかななくてはなりません。特に今後災害が起きる可能性が高いため、防災に対する対策が重要だと思います。そのためには、地域の人達、特に「向こう三軒両隣」の人達の協力・助け合いが非常に重要になると思います。

3番目には、「高齢者の健康」の問題です。高齢者の健康には、高齢者の「ひきこもり」をなくし、「地域とのふれあい」を行い、「外に出て自分に合った趣味を生かし」「食事・睡眠」に気を付け、健康寿命を延ばし「生きがいのある生活」をすることだと思います。高齢者が積極的に「地域とのふれあい」を持ち、できれば「自分に合った地域コミュニティ」に参加して、行政にも「市民参加」して、生きがいのある、目標のある生活をするのが重要だと思います。高齢者が「地域とのふれあい」を多くして「地域コミュニティ」を作ることは地域の人達の協力・助け合いを行うことにおいても重要なことだと思います。

今後高齢化が進み高齢者が多くなってきます。そのために茅ヶ崎行政としてもこの問題を深く受け止め早急に対策を行っていかなくてはならないと思います。

#### (市の考え方)

「在宅医療・介護」につきましては、平成25年度から取り組んでおり、現在、在宅医療介護連携推進事業として、「仕組みづくり」、「関係者の人材育成」、「住民への周知」の3本柱を中心に、様々な取組を行っているところです。平成29年度に医療福祉介護の関係者による多職種連携研修会でアンケートを実施したところ、80%以上の方が「連携は進んできている」と回答しています。また、29年6月から「在宅ケア相談窓口」を茅ヶ崎市保健所に設置し、専門職が市民や関係者からの相談に応じています。今後につきましては、医療と介護のニーズを併せ持つ方々が、安心して在宅で生活できるよう、これらの取組を継続してまいります。

「高齢者の1人暮らし」における防犯の問題につきましては、ご指摘のとおり、地

域の協力・助け合いが非常に重要になると考えています。本市においては、自治会やボランティア団体などの、地域で定期的に防犯パトロールなどの防犯活動をしている自主防犯活動団体に対し、防犯ベスト、帽子及び腕章の貸与、及び茅ヶ崎警察署等による、犯罪の現状や防犯対策の防犯講話等を行う防犯ネットワーク会議の開催をしています。

また、広く市民の皆様に防犯対策の知識の普及啓発を図る取り組みといたしまして、職員が直接地域にお伺いし防犯対策に関する内容をお伝えする市民まなび講座や、茅ヶ崎・寒川犯罪ゼロ推進会議街頭キャンペーンなどを実施しています。これらにより、地域の防犯意識向上の重要性の認識や、特に高齢者に対して犯罪被害の防止を地域で呼びかけるといった、地域で防犯対策を実施する自主防犯活動団体の育成を目指します。

防災の問題につきましては、大規模災害発生時には、行政の支援が住民の皆様一人一人に行き届かないことがあります。そのため、自分自身や家族を守るための「自助」だけではなく、日頃の挨拶や地域の行事への参加などをとおして、「共助」の輪に加わっていただくことにより、地域や身近にいる人が互いに助け合う力が非常に大きなものとなります。さらに、過去の災害の教訓から、災害対策基本法が改正され、本市では、平成29年4月に「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）」を策定し、地域の皆様と「自助」「共助」の推進に取り組むとともに、災害時に避難支援が必要な要配慮者の方々を避難行動要支援者と位置付け、こうした方々の安否確認や避難支援を円滑に行えるよう、地域の関係者の相互連携による協力体制を強化し、「自助」「共助」、行政の支援である「公助」がそれぞれ協働し、一体となった防災体制の確立を目指すこととしました。

こうした動きに合わせ、地域の中では地域住民の安否確認訓練といった地域防災力の強化と共助の推進を目的とした取り組みが進められており、市といたしましてもこの取組を支援し、地域と連携を図りながら、共助の推進に取り組んでまいります。

「高齢者の健康」の問題につきましては、平成28年4月より、高齢者のための優待サービス事業を開始しています。これは、茅ヶ崎市内にお住まいの65歳以上の皆様が事業の協賛店舗において優待カードを提示することにより割引等の特典を受けることができるもので、高齢者がまちに出かけ、健康の維持・増進や趣味等を見つけ、生き生きと、楽しく、豊かな生活を送れるよう支援することを目的としています。また、高齢者の健康の維持や介護予防の取組として、転倒予防教室や介護予防講演会、高齢者の介護予防を支援するボランティアの養成等を行っています。今後も引き続き、高齢者の健康維持のため、事業内容及び周知の充実に努めてまいります。

地域におきましても、これまでの自治会活動に加え、新たな地域コミュニティであるまちぢから協議会の取組が始まっています。高齢者が地域とのふれあいを通じて日頃から地域とのつながりを持つことが、本人の孤立化を防ぐだけでなく、地域での共助につながっていくと考えています。また、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、技術を活かして地域の担い手として活躍していただくことで、さらなる地域力の向上につながっていくことを期待し、市といたしましても引き続き地域活動等を支援してまいります。

(意見2)

計画の進行管理をもっと公開（オープン）にし、十分な啓発しながらすすめてください。

(市の考え方)

計画の進行管理につきましては、茅ヶ崎市の介護保険の被保険者（公募の市民）、市の区域内の公共的団体等の代表者、高齢福祉に関する活動を行う団体の代表者、市の区域内の介護サービス事業者、学識経験を有する方で構成される、「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」において、公開で実施しています。また、推進委員会実施における周知や会議録の公開等は、市ホームページにて周知していません。

ご意見のように、今後とも幅広くご意見をいただけるよう、周知及び啓発に努めてまいります。

(意見3)

「一億総活躍社会」とか「少子高齢化社会」とか「地域で」とか「地域包括システム」とか言っておりますが、抽象的で分かりづらく、それよりも「地域崩壊（例えば民生委員のなり手がいない）、労働力不足（介護職の絶対不足）（福祉従事者不足）、核家族社会（個々で生きる）、どう財源を確保するかから当パブコメを見直してください。（危機的社会保障）（克服の課題を示せ）

当市の他のパブコメの障害福祉計画のように、対象者のアンケート（調査）やヒアリング（聞き取り）をし、要望（ニーズ）把握して進めて欲しい。※当市も当ニーズをどう認識していますか。把握していますか。

「がんばらない介護生活を考える会」では、厚生労働省初の後援を受け、地域包括ケアを被災地より学んでいるそうです。

受験戦争、就職氷河期を低賃金重労働者等を経て福祉安全網が崩壊しようとしている今、高齢福祉、介護保険等を市民参加で方策を作り上げてもらいたい。

団塊世代はもちろん、就職氷河期に大学卒業したそのジュニア世代も視野に入れ計画を。

(市の考え方)

前述の「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」での審議、市民及び介護サービス事業者連絡会へのアンケート調査、施設へのヒアリングの実施等により、意見や要望等を把握したうえで、本計画の策定作業を進めています。なお、アンケート調査につきましては、満65歳以上の市民（要支援・要介護認定者を除く）4,500人、要支援・要介護の認定を受け、在宅で生活をしている市民3,000人、要支援・要介護の認定を受け、施設サービス等を利用している市民500人、市内の介護サービス事業所275事業所を対象に行いました。

また、本計画では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年の高齢者の状況や介護需要等を見据え、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向け、様々な事業に取り組んでまいります。

今後も引き続きこれまでの理念を踏襲し、ニーズの把握に努めながら中長期的な見直しを行い、高齢者の充実した暮らしの実現を目指します。

■第6章「基本方針1 高齢者の多様な生きがいのづくりの支援」に関する意見（1件）

（意見4）

老人クラブ（老人福祉法に基づく）の啓発。

（市の考え方）

老人福祉法第13条においては、「地方公共団体は老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない」とされており、本市におきましては、茅ヶ崎市老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対し活動支援を行っています。

しかしながら、単位クラブ数及び会員数は減少している状況となっています。要因としては、近年、高齢者自身が個人で活動する場を見つけることができていることなどが影響していると想定されますが、災害時の共助という観点からも単位クラブ数及び会員数を増やすことが必要と考えており、今後も老人クラブの積極的な活動支援及び加入啓発に努めてまいります。

■第6章「基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実」に関する意見（1件）

（意見5）

「高齢者のごみ出し支えて」環境省が自治体調査するそうです。同事業は、高齢者の見守りにも期待しているそうです。

（市の考え方）

環境事業センターでは、自らごみを持ち出すことが困難な高齢者世帯を対象に、ごみの戸別収集と声掛けによる安否確認を行うことで、在宅での生活ができるよう支援する、「安心まごころ収集」を実施しています。申請は環境事業センターのほか、福祉部障害福祉課、高齢福祉介護課、各出張所及び小出支所にて受け付けています。今後も環境事業センター及び関係課と連携を図り、事業の周知等に努めてまいります。

■第6章「基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり」に関する意見（1件）

（意見6）

厚生労働省が、生活困窮者向けの新たな住居制度の創設を検討。高齢者増、生活支援重点。

（市の考え方）

住宅確保要配慮者のセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政の

連携を図るため、厚生労働省と国土交通省による協議を行う第4回福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会において、現状の無料定額宿泊事業については、都道府県等に届け出ることによって事業を開始できることとなっております。法律に基づく最低基準がなく、指針が示されているに留まることが課題とされており、当該協議会において様々な対応策が議論されております。

現状は無料定額宿泊事業については神奈川県への届け出となりますが、厚生労働省、国土交通省の関係各省の動向を注視するとともに、庁内連携し、生活困窮者に必要な検討を行ってまいります。

## ■第6章「基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり」に関する意見（2件）

### （意見7）

「スープの冷めない距離」「味噌汁の冷めない距離」から福祉を見直してください。在宅医療、在宅介護を求めている人も多い。

### （市の考え方）

平成28年度に実施しました介護認定を受けていない高齢者へのアンケート調査で、寝たきりや認知症などのため介護が必要になった時にどのような介護を希望するかとの設問に対して、全体の54.1%の方が「可能な限り自宅で生活を続けたい」と回答しています。高齢者等が、住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら安心して暮らし続けるためには、病院と地域等で開業しているクリニック等の連携及び在宅医療と介護・福祉との連携の下、適切なサービスが提供されることが必要です。そのための仕組みづくりや関係者の人材育成に、医療福祉介護の関係者の方々と協働で取り組んでいます。

また、「スープの冷めない距離」での福祉につきましては、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、自治会、地区社会福祉協議会や地区ボランティアセンター等の地域で活動する様々な主体が連携して地域の生活課題に対応するなど、地域で暮らす住民同士の支え合いや助け合いが大切であると認識しています。市といたしましては、地域住民同士の支え合いや助け合いの大切さを様々な機会に情報提供するとともに、地域のつながりづくりや地域で活動する様々な関係者の連携強化に向けて、後方支援をしてまいりたいと考えています。

### （意見8）

無年金、低年金から生活困窮者が増えていることへの対策。

### （市の考え方）

平成29年8月の国民年金法の改正法施行により、年金加入期間が短縮され公的年金を受給できるようになりました。この情報をご存じで無い方には情報提供し受給を勧めています。

また生活困窮者自立支援法による相談窓口では、年金等の収入により生活保護の基準を超えているものの生活に困窮している方へ、家計相談や債務整理等の支援を庁内各関係課と連携して行っています。その中で、生活保護法による支援が必要な方には

生活保護の申請を助言しています。

■第6章「基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実」に関する意見（3件）

（意見9）

医療・介護の報酬、2018年に改訂、その内容も含まれていますか。

（市の考え方）

既に新聞等で報じられていますとおり、平成30年度の介護報酬改定率につきましては、全体でプラス0.54%となっています。この改定率を踏まえ、平成30年度から32年度までの3年間の介護給付費を見込み、その給付費に対する適正な介護保険料を算定してまいります。

（意見10）

共生型サービスの充実、例えば高齢者も障害者も利用可とするものへの考え方について。県の障害者施策、共生社会に向けて県知事が議論している。

（市の考え方）

介護保険優先原則の下では、障害者が65歳以上になって介護保険の第1号被保険者となった際に、今まで使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなる課題がありました。このようなことから、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくすること、福祉に携わる人材に限りがあるなか、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行う必要があることから、共生型サービスが創設されることとなりました。

このことにより、平成30年度から介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくなります。共生型サービスとして指定を受けると、障害福祉サービスを利用されていた方が、65歳以降は介護保険サービスとして同一事業所のサービスを利用することができるようになります。

引き続き県とも協力しながら共生型サービスの質の確保に努めてまいります。

（意見11）

「老人施設・老人ホームで殺人事件」「やまゆり園での痛々しい事件」「障害者支援施設不正受給」等々あります。市としてチェック体制が十分できているか。また、県の「ともに生きる社会かながわ憲章」についても十分検討し、当計画に入れて下さい。

（市の考え方）

津久井やまゆり園における痛ましい事件を受け、障害の有無に関わらず、誰もが地域で安心して生活することができる共生社会の実現に向けて、神奈川県において平成

28年10月に「ともに生きる社会かながわ憲章」が策定されました。これを受けて、本市では「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」において、同憲章との連携を図り、市民への障害特性の理解等を推進してまいります。

加えて、障害者が日常生活を送る上で必要となる障害福祉サービスにつきましては、「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」における障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づいた量を確保するとともに、質を確保することも重要なことです。県とも協力しながら福祉サービスの質と量の確保に努めてまいります。

また、介護サービス事業所のうち、市が指定・指導権限を有している地域密着型サービス事業所につきましては、定期的な事業所指導のほか、事業所が年に数回開催する運営推進会議へ市職員が出席することで、保険者の目が届くようにしています。さらに、市は介護サービス相談員が施設を訪問し、入所者から施設で生活するうえでの相談を受ける介護サービス相談員派遣事業を実施しています。これにより施設の囲い込み防止及び介護サービスの質の向上を図っています。

## ■パブリックコメントに関する意見（4件）

### （意見12）

当パブリックコメントの説明会は実施しないのですか。当市議会で市より実施する旨の回答があったと思います。実施しないとパブコメの意味がなくなると思う。

### （市の考え方）

「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画平成30年度～平成32年度（素案）」の作成にあたりましては、市民及び介護サービス事業者へのアンケートやヒアリング、推進委員会での議論、今回のパブリックコメント手続等、様々な市民参加の方法を組み合わせ実施し、市民の皆様に幅広く当計画の趣旨等を説明するとともに、多くの意見を聴取するよう努めました。

### （意見13）

今年度より、市政モニター制度が廃止されました。また、パブコメの応募者も少なく、そしてパブコメ実施を知らない人も多いので、今まで以上の啓発（PR）を望む。

### （市の考え方）

パブリックコメント手続につきましては、計画の策定や条例の制定等をはじめとした、市の基本的な政策などの決定過程において、市民の皆様からご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用等様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせ実施するなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。



#### (意見14)

パブコメ実施11月3件、12月6件と集中しています。このこともパブコメの意味をなくすと思う(市の立場も理解できますが市民の立場に立って進めてください)。

#### (市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆様からご意見をいただく機会を設定し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の手法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆様のご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえでもっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えています。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

#### (意見15)

市は、パブコメの概略版を作ると言っていました。今年度実施のパブコメで概略版を作り、発行したものもあります。当パブリックコメントの概略版を作ってください。分かりやすいものを作れば(気軽に参加でき)応募者が増えると思う。

#### (市の考え方)

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見が提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。

「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)」につきましては、茅ヶ崎市の高齢者の将来像や平成37年(2025年)を見据えた社会の動き、「第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の振り返りを踏まえた中で6つの基本方針ごとに事業を位置付けており、その全てをご覧いただきご意見をいただくことが必要と考え、概要版を作成することなく、パブリックコメントを実施いたしました。計画の概要版については、計画策定にあわせ作成し、公共施設への配布、介護サービス事業者連絡会、まちぢから協議会連絡会、民生委員・児童委員等の皆様へ配布し、周知に努めてまいります。

今後とも、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆様にわかりやすい資料の作成に努めてまいります。

#### ■その他の意見(2件)